

平成25年8月6日

超小型モビリティの運輸局長認定について

～九州初！（組立車としては全国初）～

九州運輸局では、超小型モビリティ等活用観光推進協議会（糸島市）及び、宗像市から申請のあった電動の超小型モビリティについて、8月6日に九州で初めて運輸局長の車両認定を行ないました。

「超小型モビリティ」とは、

軽自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の手段となる1人～2人乗り程度の車両。

「認定制度」とは、

これまで国土交通大臣が認定してきた試験運行の結果などを踏まえて、今年1月に国土交通省において「超小型モビリティ認定制度」を策定。同制度は、地方自治体や自動車メーカーなどの関係者が先導導入を行えるよう、安全・環境性能が低下しない一定の条件下で公道走行を可能とするためのものであり、地方運輸局長が認定するもの。

「組立車」とは、

自動車製作を業とする者以外の者が自動車の部品を使用して組立てたものをいう。

今回の認定の背景

超小型モビリティ等活用観光推進協議会

福岡県糸島市の同協議会が、同市白糸の滝周辺観光エリア内での渋滞緩和や回遊性向上を目的とし、コボット㈱と協力して超小型モビリティ1台を導入、観光客向けレンタカーとして運用開始するもの。

福岡県宗像市

同市大島島内の、起伏のある狭隘な道路での回遊時利便性向上を目的とし、コボット㈱と協力して超小型モビリティ1台を導入、観光客向けレンタカーとして運用開始するもの。



今回、認定された2人乗りの電気自動車
コボット株式会社の
KOBOT（シータ）

この件に関するお問い合わせは

国土交通省九州運輸局 自動車技術安全部 技術課：牛島、馬場

TEL:092-472-2539 FAX:092-472-2916

HP <http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/>